

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税課税処分取消請求上告事件
国側当事者・国

令和6年2月22日棄却・確定

(控訴審・福岡高等裁判所那覇支部、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年9月28日判決、本資料273号・順号13889)

(第一審・那覇地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年1月24日判決、本資料273号・順号13804)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	笹木 祐司

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年2月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 宮川 美津子

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 岡 正晶

裁判官 堺 徹